

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者の登録に関する省令の一部を改正する省令案の概要

令和5年12月21日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
環境省環境再生・資源循環局総務課

1 現行制度の概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）では、第11条第1項の規定に基づき、食品循環資源を原材料とする肥料、飼料、その他の製品の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができるとされており、同条第2項の規定に基づき、当該登録の申請をしようとする者は、主務省令（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者の登録に関する省令（平成13年農林水産省、経済産業省、環境省令第1号。以下「省令」という。）で定めるところにより、①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、②再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容、③再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地、④特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模、⑤特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地、⑥その他主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならないこととされている。

省令第1条第3号では、当該申請をしようとする者の過去1年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類を申請書に添付しなければならないこととしている。

2 改正の必要性

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）において、「農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。」とされたことから、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合における検討も踏まえ、省令の改正を行う必要がある。

3 改正の概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月12日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）には登録再生利用事業者の育成・確保が記載されており、循環型社会を形成する観点からも地域の食品循環資源のリサイクルを担う登録再生利用事業者の育成が必要である。このため、過去1年間の実績に満たない者であっても、10か月間の実績期間を求めつつ、過去1年間の

製造・販売実績が得られた時点で速やかに実績を提出する旨の誓約書を申請書に添付すれば、主務大臣の登録を受けることができることとする。